海上保安庁の救助・救急体制

- 1 海上保安庁の救助体制
- 2 救急員体制の拡大
- 3 救急救命士・救急員の実績



海上保安庁 警備救難部 救難課 医療支援調整官 佐々木 崇夫

1 海上保安庁の救助体制



<u> 特殊救難隊</u>

所属 羽田特殊救難基地 人数 38名

※ 救急救命士または救急員を配置

機動救難士

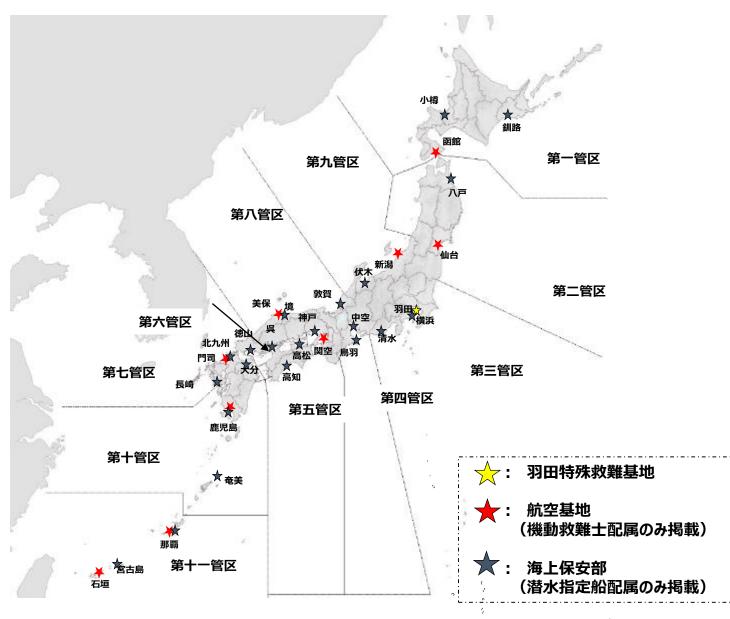
所属 航空基地等(全国に9か所) 人数 各9名

※ 救急救命士または救急員を配置

<u>潜水士</u>

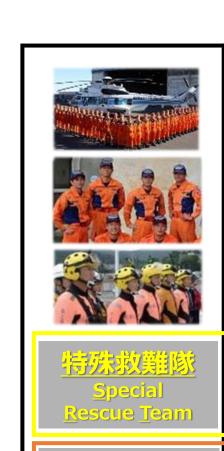
所属 潜水指定船 (全国に22隻) 人数 各4名または7名

※ 救急員を配置(新規)





【救助部隊の特色】

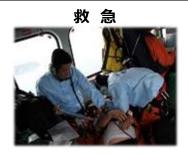




















高度な知識・技術を必要とする特殊海難における人命・財産の救助

潜水·60m^{※3}

「リペリング降下」等 (ロープを使って自力で降下)

救急救命士・救急員を配置

機動救難士 Mobile Rescue

ヘリコプターと連携した吊上げ救助等迅速な人命救助

潜水·8m^{※2}

「リペリング降下」等 救急救命士・救急員を配置 (ロープを使って自力で降下)

潜水士 Diver

Technicians

潜水技術を必要とする海難における人命・財産の救助等

潜水・40m 「ホイスト降下」等 でウインチを使って降下)

新規 救急員を配置

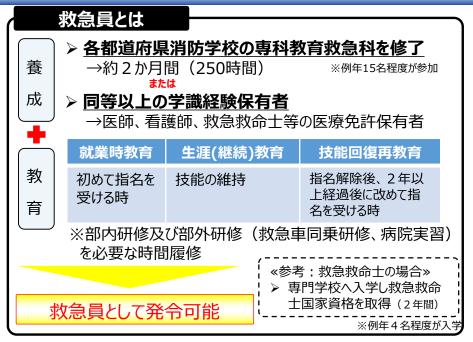
***1 CBRNE:**

Chemical(化学),Biological, (生物)Radiological(放射性 物質),Nuclear(核) Explosive(爆発物)に起因する 災害。

- ※2 航空機の搭乗を考慮して、 一定の制限を設けている。
- ※3 混合ガス潜水資器材を使用した場合に限り、深度60mまで潜水可能。

2 救急体制の拡大





救急員が行う応急処置

海上保安官

救急救命士が行う救急救命処置

※救急救命士法

《医師の具体的な指示が必要な救急救命処置》

・気管挿管等による気道確保、輸液(点滴)、薬剤投与 (アドレナリン、ブドウ糖液)

救急員が行う応急処置

※救急員の行う応急処置等 の基準(海保告示)

・医療器具を用いた観察(聴診器・血圧計・心電図・パルス オキシメーター)、気道異物の除去、酸素投与、自動心 マッサージ器、吸引器、バッグバルブマスクによる人工呼吸等

一般海上保安官が行う応急手当て

- ・医療器具を用いない観察(体温・脈拍・呼吸数・意識状態瞳孔の観察・顔貌の観察)
- ・心肺蘇生法、AED、圧迫止血、骨折の固定、体位管理、保温等



血圧計による血圧の測定



バッグバルブマスクによる人工呼吸

【制度創設】

- 平成31年4月1日に救急員制度を創設
- 救急救命士を補助して行う応急処置を実施可能とし、救急体制をより一層充実させる。

【実績】

○ 対応件数: 247症例、応急処置等1089件 (H31.4.1.~R2.12.31)

【事後検証】

- 庁内検証、医師検証の実施
- 海上保安庁メディカルコントロール協議会総会で審議
 - ⇒ 令和3年3月、救急員単独での応急処置実施の承認
 - ⇒ 令和3年8月、救急員単独での応急処置実施の運用開始

【体制拡大】

- 関係規則等の改正。令和3年8月、救急員単独での応急処置を開始
- 令和4年度巡視船への配置開始



【平成31年4月救急員運用開始】 ・救急救命士の補助



【令和3年8月】 ・救急員の単独処置開始

2 救急体制の拡大



○ 医療機関との連携拡大

- 救急体制の強化のため、新たに第六管区海上保安本部の巡視船に 救急員を配備
- 「県立広島病院」と協定を締結。当該管区の救急体制において、
 - 救急員の応急処置に対する指導、助言体制の確立
 - 救急員の技能維持・向上のための病院実習体制の確立

指示医療機関

市立釧路総合病院

市立函館病院

仙台医療センター

日本医科大学多摩永山病院

名古屋掖済会病院

大阪府泉州救急救命センター

新規 県立広島病院

済生会福岡総合病院

島根県立中央病院

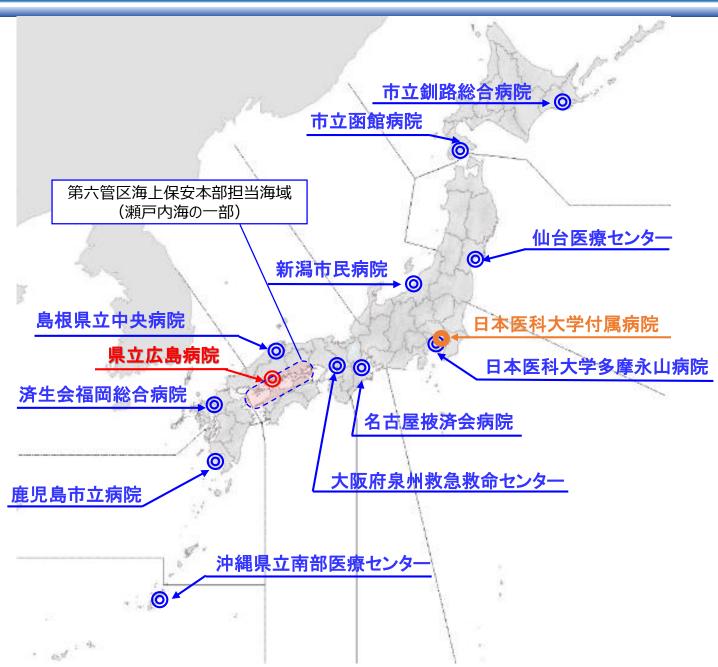
新潟市民病院

鹿児島市立病院

沖縄県立南部医療センター

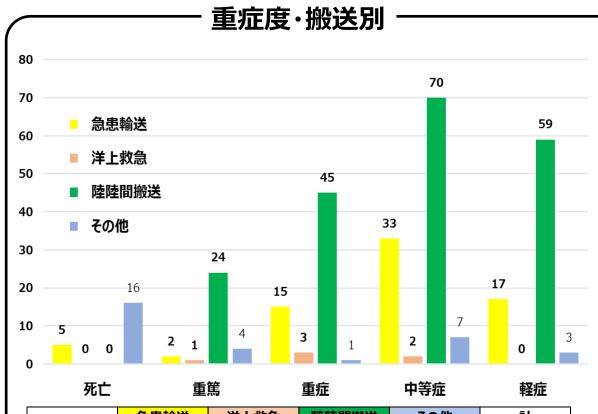
検証医療機関

日本医科大学付属病院



救急救命士・救急員の実績





	急患輸送	洋上救急	陸陸間搬送	その他	計
死亡	5	0	0	16	21
重篤	2	1	24	4	31
重症	15	3	45	1	64
中等症	33	2	70	7	112
軽症	17	0	59	3	79
計	72	6	198	31	307

急患輸送 : 傷病者発生による救助要請で、当庁職員のみの対応

洋上救急 : 日本水難救済会の事業で、当庁の巡視船艇・航空機により、医師・看護師を

現場に輸送し、救急往診を実施

陸陸間搬送: 地方自治体からの要請により、医療従事者同行の上、傷病者を搬送

その他: 上記3つに属さない傷病者の搬送

